都心部・臨海地域地下鉄　駅とまちとの連携に関する検討の場

設置要綱

（目的）

第１条　交通政策審議会諮問第371号に対する答申（令和３年７月）を踏まえ、「都心部・臨海地域地下鉄構想」について、都心部・臨海地域地下鉄構想事業計画検討会が令和４年１１月に公表した事業計画案を基に、駅周辺のまちづくりの動向を踏まえ、駅とまちとの連携等について検討を行い、計画のブラッシュアップにつなげていくため、「都心部・臨海地域地下鉄　駅とまちとの連携に関する検討の場」（以下「検討の場」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討の場は、第１条の目的を達成するため、次の事項について取り扱う。

（１）沿線のまちづくり等に関する計画・方針等の関係性整理

（２）本路線の整備を踏まえた現状・将来交通インフラのあり方

（３）本路線全体のコンセプトの検討

（４）沿線のまちづくりの動向・今後の見通し整理

（５）新駅と沿線の基盤整備のあり方と方針の検討

（６）基盤整備等に要する費用の確保策の検討

（７）その他必要な事項

（構成）

第３条　検討の場は、別表１に掲げる職にある者をもって構成する。

２　検討の場には、座長を置き、東京都都市整備局都市基盤部長の職にあるものをもって充てる。

（会議）

第４条　検討の場は、座長が招集する。

２　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討の場に出席させることができる。

３　検討の場は、非公開とする。

４　議事次第及び議事概要は、終了後に公開し、検討結果については、取りまとまり次第、公開する。ただし座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

（事務局）

第５条　検討の場の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課とする。

（守秘義務）

第６条　別表に掲げる者並びに第４条第２項に規定する委員以外の者は、検討の

場において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討の場の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

附　則

この要綱は、令和６年８月２９日から施行する。

別表１　都心部・臨海地域地下鉄　駅とまちとの連携に関する検討の場　委員

東京都	都市整備局　都市基盤部 都市整備局　都市づくり政策部	都市基盤部長【座長】 築地まちづくり推進担当部長 まちづくり調整担当部長
千代田区	環境まちづくり部	まちづくり担当部長
中央区	環境土木部 都市整備部 都市整備部　都市活性プロジェクト推進室	環境土木部長 都市整備部長 都市活性プロジェクト推進室長
江東区	都市整備部	都市整備部長
独立行政法人 都市再生機構	東日本都市再生本部　事業企画部	担当部長